奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十九号

奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

一　本県において福祉サービス第三者評価（福祉サービスの事業者及び利用者以外の者が公正かつ適切に福祉サービスを評価することをいう。以下「第三者評価」という。）を行う機関の認証に関すること。

二　第三者評価の基準及び手法に関すること。

三　第一号の認証を受けた機関の調査者に対する研修に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、第三者評価の事業の実施に関すること。

（組織）

第三条　委員会は、委員十人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一　社会福祉に関し学識経験を有する者

二　福祉サービスの提供者を代表する者

三　福祉サービスの利用者を代表する者

（任期）

第四条　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第五条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委

員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第七条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

（その他）

第九条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。